

議第40号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条各号列記以外の部分中「研修」の右に「(以下「指定研修」とい
う。)」を加える。

第18条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により家庭的保育者の数を算定する場合において、家庭的保
育事業所が保育を行う人材の確保が困難である地域として市長が定める
地域（以下「特定地域」という。）に存するときは、指定研修を修了した
保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を1人に限り、
当該数に算入することができる。

第19条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により家庭的保育者の数を算定する場合において、小規模保
育事業所C型が特定地域に存するときは、指定研修を修了した保健師等を
1人に限り、当該数に算入することができる。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により家庭的保育者の数を算定する場合において、居宅訪問

型保育事業が特定地域で行われるものであるとき（居宅訪問型保育事業者の事業所が特定地域に存する場合に限る。）は、指定研修を修了した保健師等を1人に限り、当該数に算入することができる。

附則第2項を次のように改める。

（保育所の職員に関する特例）

2 当分の間、第26条の規定により保育士の数を算定する場合において、保育所が乳児4人以上を入所させるものであるときは、当該保育所に勤務する保健師等を1人に限り、当該数に算入することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業所等における家庭的保育者の数の基準を改める等の必要があるので提案する。